

深地層研究施設整備促進補助事業
(岐阜県瑞浪市の深地層研究施設を活用する試験研究等に係る事業)

第 1 章 評価の実施方法

第1章 評価の実施方法

本評価は、「経済産業省技術評価指針」(平成26年4月1日改定)のうち研究開発課題(プロジェクト)の評価の実施方法に基づき、以下のとおり行われた。

1. 評価目的

評価指針においては、評価の基本的考え方として

- (1)より良い政策・施策への反映
- (2)より効率的・効果的な研究開発の実施
- (3)国民への技術に関する施策・事業の開示
- (4)資源の重点的・効率的配分への反映

を定めるとともに、評価の実施にあたっては、

- (1)透明性の確保
- (2)中立性の確保
- (3)継続性の確保
- (4)実効性の確保

を基本理念としている。

研究開発課題(プロジェクト)の評価とは、評価指針における評価類型の一つとして位置付けられ、プロジェクトそのものについて、同評価指針に基づき、事業アウトカムの妥当性、研究開発内容及び事業アウトプットの妥当性、事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性、研究開発の実施・マネジメント体制等の妥当性、費用対効果の妥当性の評価項目について、評価を実施するものである。

その評価結果は、本プロジェクトの実施、運営等の改善や技術開発の効果、効率性の改善、更には予算等の資源配分に反映させることになるものである。

2. 評価者

評価を実施するにあたり、評価指針に定められた「評価を行う場合には、被評価者に直接利害を有しない中立的な者による外部評価の導入等により、中立性の確保に努めること」との規定に基づき、外部の有識者・専門家で構成する検討会を設置し、評価を行うこととした。

これに基づき、評価検討会を設置し、事業の目的や研究内容に即した専門家や経済・社会ニーズについて指摘できる有識者等から評価検討会委員として6名が選任された。

なお、本評価検討会の事務局については、補助事業の実施機関である公益財団法人地震予知総合研究振興会が担当した。

3. 評価対象

岐阜県瑞浪市の深地層研究施設を活用する試験研究等に係る事業(平成9年度開始)を評価対象として、研究開発実施者である地震予知総合研究振興会が作成した事業の概要、成果等に関する資料及び説明に基づき評価した。

4. 評価方法

第1回評価検討会においては、研究開発実施者からの資料提供、説明及び質疑応答、並びに委員による意見交換が行われた。

第2回評価検討会においては、それらを踏まえて、経済産業省技術評価指針に準拠した評価項目・評価基準、今後の研究開発の方向等に関する提言等及び要素技術について評価を実施し、併せて4段階評点法による評価を行い、評価報告書(案)を審議、確定した。

また、評価の透明性の確保の観点から、知的財産保護、個人情報で支障が生じると認められる場合等を除き、評価検討会を公開として実施した。

5. 評価項目・評価基準

評価検討会においては、経済産業省産業技術環境局技術評価室が平成27年4月に策定（改正）した「経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準」の「研究開発課題（プロジェクト）の評価項目・評価基準」の「中間評価」に準拠し、以下の評価項目・評価基準とした。

I. 東濃地域における深地層研究施設を活用する試験研究等に係る事業評価（評点記入）

1. 事業アウトカムの妥当性

- (1) 事業の目標は適切かつ妥当か。
- (2) 目標を踏まえた普及効果は妥当か。

2. 研究開発内容及び事業アウトプットの妥当性

- (1) 研究開発等内容は明確かつ妥当か。
- (2) 成果は妥当か。
- (3) 目標の達成度は妥当か。

3. 事業アウトカム達成に至るまでのロードマップの妥当性

- (1) 知的管理の取扱いは妥当か。
- (2) 実用化に向けた取り組みは妥当か。

4. 研究開発の実施・マネジメント体制等の妥当性

- (1) 研究開発計画は適切かつ妥当か。
- (2) 研究開発実施者の実施体制は妥当か。
- (3) 資金配分は妥当か。

5. 費用対効果の妥当性

- (1) 費用対効果は妥当か。

II. 事業に関する総合評価（コメント記入）

III. 今後の研究開発の方向に関する提言（コメント記入）

IV. 個々のテーマに関するコメント（コメント記入）

